

第43回苫小牧市地域協議会次第

日時：平成27年2月18日(水)19時00分～

場所：リサイクルプラザ苫小牧

1 開 会

2 あいさつ

北海道副知事 荒川 裕生

苫小牧市長 岩倉 博文

3 議 題

【継続協議事項】

(1) 深夜・早朝の時間帯の離着陸回数の変更に係る協議について

各地区における検討結果の報告

- ・植苗地区
- ・沼ノ端地区
- ・勇払地区

今後の対応

(2) その他

4 閉 会

< 配付資料 >

深夜・早朝の時間帯の離着陸回数の変更に伴う協議に係る各地区における検討結果

深夜・早朝時間帯の離着陸回数の変更に伴う協議に係る

各地区における検討結果

地区名	検討結果
植苗地区	
沼ノ端地区	
勇払地区	

深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に関する覚書（案）

平成6年4月21日付けの国際エアカーゴ基地形成のための新千歳空港の24時間運用に関する合意書（以下「合意書」という。）第3条に基づき、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更について、「新千歳空港の24時間運用に関する苫小牧市地域協議会」を構成する北海道、苫小牧市及び地区は、次のとおり合意する。

記

- 1 合意書第2条第2項中「1日当たり最大6回（3往復相当）」を「1日当たり最大30回（15往復相当）」に改める。
- 2 上記1の離着陸回数のうち、24回については、22時から24時まで及び翌朝6時から7時までの時間帯に限るものとする。
- 3 北海道及び苫小牧市は、深夜・早朝の時間帯における航空機の離着陸回数の変更に伴う対策を、別添のとおり実施する。

この合意を証するため、本書を5通作成し、北海道、苫小牧市及び地区が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

北海道
北海道知事

苫小牧市
苫小牧市長

植苗地区代表
地域協議会委員代表

沼ノ端地区代表
地域協議会委員代表

勇払地区代表
地域協議会委員代表

別添

新千歳空港の深夜・早朝の時間帯における 航空機の離着陸回数の変更に伴う対策

1 住宅防音対策

(1) 対策区域

別紙のとおり

(2) 対策区域の指定日

別に定める。

(3) 対策の対象住宅等

上記(2)の対策区域の指定日(以下「区域指定日」という。)の時点で対策区域内に所在又は建築確認申請が行政機関に受理されている次の住宅等とする。

住 宅(専用住宅又はその他の建物の居住部分)

集会所(対策を行うことが必要と認められる町内会館等、地域住民が集会等に使用する施設)

(4) 工事等の内容

防衛省地方協力局が定める「住宅防音工事標準仕方書」に準拠して、次のとおり実施する。

区 分	対 象 住 宅 等	内 容
防音建具 機能復旧 工事	平成6年の6枠合意に基づき、防音工事を実施した住宅等	左記の防音工事により外部開口部に設置した防音サッシが現にその機能の全部又は一部を保持していない場合には、新たな防音サッシへの取替(必要な原状復旧を含む)又は内窓の設置に助成する。
新規住宅 防音工事	平成7年6月1日から区域指定日までに建設された住宅等 平成6年の6枠合意に基づく防音工事の対象住宅等のうち、防音工事を実施しなかったもの 平成6年の6枠合意に基づく防音工事实施後、区域指定日までに建て替えられた住宅等	別に定める工法別の区分により、必要な防音工事を行う場合に助成する。なお、外部開口部については、防音サッシへの取替(必要な原状復旧を含む)又は内窓の設置に助成する。
建替住宅 防音工事	区域指定日までに建てられた住宅であって、区域指定日後に老朽化や災害などで建て替えられるもの	対象住宅等が、上記の工事に代えて建て替える場合の通常仕様と防音仕様の差額を助成する。

新規住宅防音工事及び建替住宅防音工事の対象室数については「家族数 + 1」の居室を対象とし、最低5室とする。なお、国の対策の対象住宅は差室を対象とする。

防音工事実施後のフォローアップ工事の時期や内容については、適正な時期に検討する。

工事は毎年度の予算の範囲内で、次の優先順位により実施する。

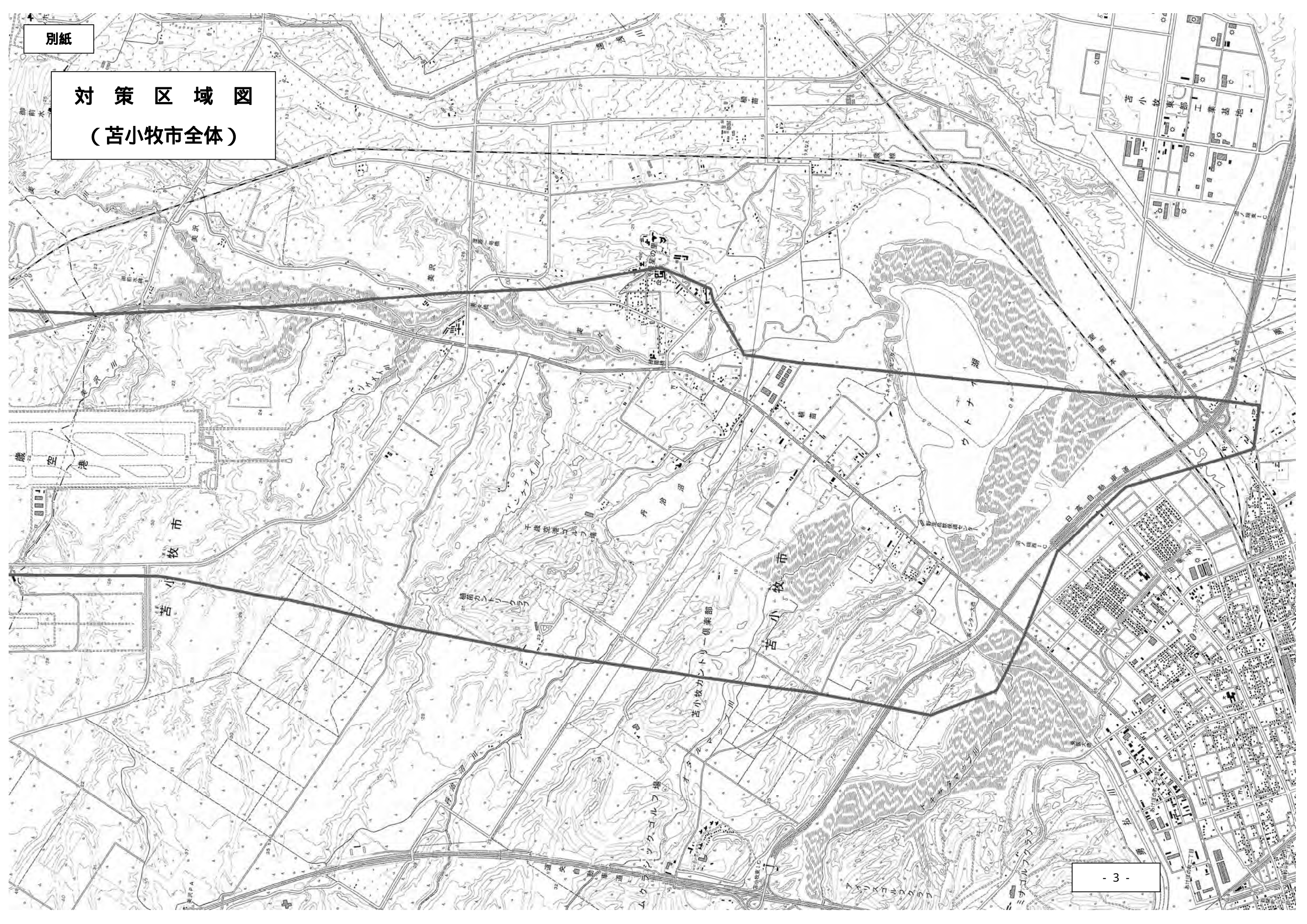
優先順位

1. 騒音の影響の大きな地域を優先
2. 内窓設置工事のみを希望する場合は、区域に関わらず優先的に受付

2 地域振興対策

区 分	実施事業など	内 容
植 苗 地 区	公営住宅の整備	道営住宅の建設
	道の駅関連施設の整備	展望デッキの整備
	冷暖房機器等の設置	住宅防音対策区域内の経年住宅を対象
	住宅建設が可能となる区域 拡大の検討	植苗中央町内会の区域
沼ノ端地区	複合施設の整備	児童センター、行政窓口等の建設
	文化交流施設の整備	文化交流サロン等の建設
勇 払 地 区	総合福祉会館の改修	施設の大規模改修

対策区域図
(苫小牧市全体)



< 参考 >

「国際エアカーゴ基地形成のための新千歳空港の24時間運用に関する合意書」(H6年合意) 抜粋

(中 略)

(24時間運用の実施)

第2条 新千歳空港は、平成6年6月1日から、24時間運用(従前の同空港の利用時間に加えて、0時から7時及び22時から24時の時間帯(以下「深夜・早朝の時間帯」という。)においても利用することをいう。以下同じ。)ができるものとする。

2 深夜・早朝の時間帯において、新千歳空港に離着陸できる航空機は、国際貨物便等とし、その離着陸回数は、1日当たり最大6回(3往復相当)とする。ただし、緊急着陸等、航空機の航行の安全を確保するために離着陸する場合は、この限りではない。

(離着陸回数の変更等)

第3条 前条第2項に規定する航空機の離着陸回数の増加または運航目的の変更の必要が生じた場合には、地域協議会で協議し、合意を得るものとする。